

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 2 号

瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の規模は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた計画処理区域面積、計画処理人口及び計画 1 日最大処理能力とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル

ル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算

の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸市下水道事業に係る基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市下水道事業に係る基金の設置及び管理に関する条例(昭和54年瀬戸市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の瀬戸市下水道事業会計予算(以下「下水道事業予算」という。)で定める金額とする。	(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の瀬戸市下水道事業特別会計歳入歳出予算(以下「下水道事業予算」という。)で定める金額とする。
(繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め	(繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め

て、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

て、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(瀬戸市特別会計設置条例の一部改正)

3 瀬戸市特別会計設置条例（昭和39年瀬戸市条例第10号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、本市に <u>春雨墓苑事業特別会計</u> を設置する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、本市に <u>次の各号に掲げる特別会計</u> を設置する。 <u>(1) 下水道事業特別会計</u> <u>(2) 春雨墓苑事業特別会計</u>